

**特別国民体育大会山形県予選会兼第 50 回東北総合体育大会山形県予選会
審判・監督会議資料**

1. 遵守事項

(1) 共通事項

- ①競技規定については実施要項のとおりとする。
- ②審判・監督会議は事前に本書面の配布のみにより実施する。当日は審判においては出欠確認のみ、監督は受付時に棄権する選手を報告すること。
- ③整列する際は 1 m 以上離れて並んでください。
- ④ゴミは各自お持ち帰りください。(会場内にゴミ箱はありません)

(2) 審判員

- ①笛は使用せず、電子ホイッスルを使用する。判定時の合図は監査が行う。
- ②競技中、指定された席を必要以上に離れないこと。
- ③審判シューズは土足厳禁とする。

(3) 選手

- ①隣の選手及び前の選手との距離は 1 m 以上間隔を空けて整列すること。
- ②形名の呼称や気合い等を発声する際は、大声での過度な発声を禁止する。
- ③組手競技においてマウスシールドが外れた場合は、直ちに主審が「止め」をかけるので付け直すこと。
- ④選手同士及び監督との握手、ハイタッチ、ハグ、出迎え、送り出しは行わないこと。
- ⑤更衣室は女子のみの利用とし、ロッカー、シャワーは利用不可とする。ヘアセットは入場前に行うこと(更衣室内は飲食禁止)。男子の更衣は練習会時にて行うこと。

(4) 監督

- ①監督はあらかじめ届出があった者とし、役員及び審判と兼ねることはできない。但し、高校生については所属校の監督のみ認める。
- ②監督席では大きな声での過度な発声を禁止する。
- ③監督は空手着を着用しなくてもよいが、監督としてふさわしい服装とすること。また、県連指定の腕章を装着すること。但し大会役員と兼ねる場合はその限りではない。
- ④監督は予選会が円滑に進行するよう、所属団体の選手に取決め事項やマナー等を遵守するよう指導・管理すること。
- ⑤異議申し立てにおける競技規定組手競技第 11 条並びに形競技第 7 条については下記の通り申し合わせる。
 - ・判定について審判団に異議申し立てはできない。
 - ・審判の手続きに規定違反があった場合、監督は挙手のうえ口頭でコート主任に異議を申し立てること。
 - ・異議申し立ては手続き違反があった時に即時に行うこととし、次の試合に入った場合は受け付けない。

2. 競技について(実施要項記載以外)

(1) 形競技

- ①決勝ラウンドの演武順については予選ラウンドが終わり次第抽選により決定する。
- ②予選ラウンド、決勝ラウンドともに赤帯を装着すること。

(2) 組手競技

- ① 10カウントルールを採用する。
- ② メンホーにマウスシールドを装着することを義務付ける。
- ③ 連続して試合を行う場合のインターバルは試合時間と同時間とし、赤と青が入れ替わる場合は防具等を交換してから計測する。

(3) 審判員実施事項

- ① 組手競技において、マウスシールドが外れた場合は直ちに主審が「止め」をかけ、付け直させてから再開すること。

3. 質疑について

- (1) 予選会当日は従来の審判会議、監督会議は実施しないため、上記の内容について質疑が生じた場合は、別紙「質疑申込書」に質疑内容を記載し、担当者へ期日までメールで送付すること。後日、質疑内容とその回答を通達する（ホームページ掲載）。

(2) 質疑申込書の提出について

【提出期限】 令和5年7月4日（火）

【提出先】 審判委員長 梁瀬伸祐 宛 メールアドレス s.yanack@poppy.ocn.ne.jp